

令和4年度第1回

七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会

次 第

日 時 令和4年7月26日(火)

午後3時～

場 所 パトリア3階 会議室3、4

1 開 会

2 説明・報告事項

(1) 七尾市健康福祉審議会及び地域福祉分科会の概要について

(2) 第3次七尾市地域福祉計画 令和4年度主な取り組みについて

(3) その他

3 閉 会

七尾市健康福祉審議会 地域福祉分科会委員

◎会長 ○副会長

No.	氏 名	委 員 の 所 属	摘 要
1	えんやま けんいち 円山 賢一	七尾市町会連合会	審議会委員
2	おおもり としひこ 大森 俊彦	市民代表	
3	おくい あつし 奥井 敦士	七尾市地域づくり協議会連合会	審議会委員
4	おおまつ ひろかず 大松 博一	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	
5	かわぶち ただし 川淵 正	七尾市ボランティア連絡協議会	
6	さの るみこ 佐野 留美子	七尾市女性団体協議会	
7	せんば えみこ 千場 恵美子	市民代表	
8	たかた れいこ 高田 礼子	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
9	◎ つだ ひろみ 津田 博美	(福)七尾市社会福祉協議会	審議会委員
10	のぎき はるお 野崎 春男	七尾鹿島保護区保護司会	
11	ひさき としお 久木 稔夫	七尾市老人クラブ連合会	
12	のだ ただゆき 野田 忠行	石川県能登中部保健福祉センター	
13	まつもと せいしん 松本 生辰	能登鹿北商工会	
14	○ もり よしこ 守 世志子	七尾市民生委員児童委員協議会	

※七尾市健康福祉審議会規則第7条により設置(運用は要綱による)

※任期:令和3年4月1日～令和6年3月31日

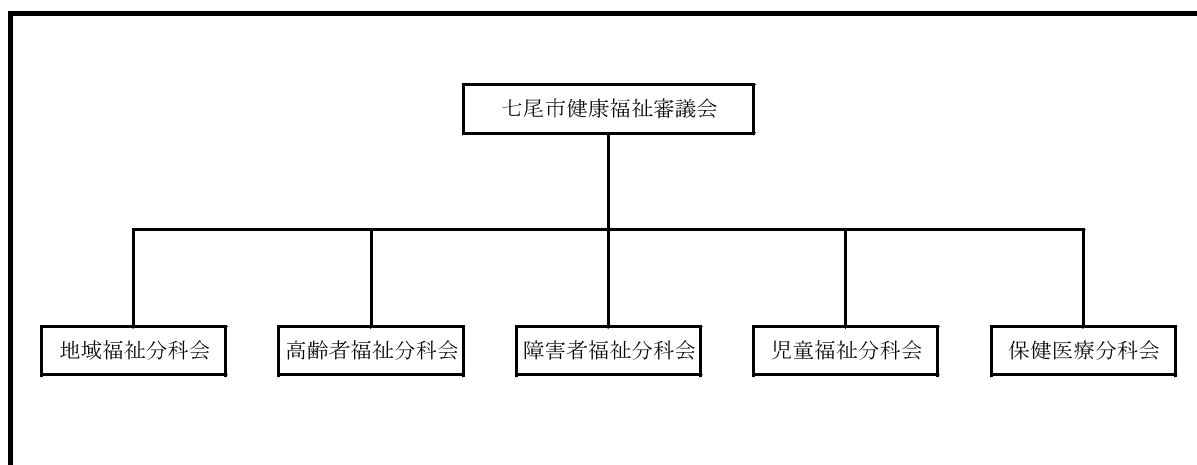
説明・報告事項

七尾市健康福祉審議会及び分科会について

これからの健康福祉施策は、幅広い視点で推進することが重要です。そこで、諸計画の策定・進行管理、保健福祉に関する重要事項について調査、審議、評価を行う市長の諮問機関として七尾市健康福祉審議会（以下審議会という。）が設置されています。

審議会の委員は、専門家や有識者のほか市民協働の立場から幅広い市民の参画により構成されています。また、審議会の中には5つの分科会が設置されています。審議会の委員はいずれかの分科会に属し、審議会と分科会が連携しながら運営ができるように組み立てられています。

○構成（審議会・分科会委員数は各15名以内）



○委員の任期

3年とする。（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
ただし、交代がある場合は、前任委員の残任期間とする。

○審議会の開催予定

審議会は年2～4回、各分科会は必要に応じて開催。

分科会名	地域福祉分科会
担当課	福祉課
分科会の目的	<p>「第3次七尾市地域福祉計画」（令和3年3月策定）の目指す将来像「希望と安心に満ちた福祉都市」を実現するため、3つの基本方針を定め、これらに関する施策を推進している。</p> <p>①支え合いの「しくみ」づくり ②支え合いの「こころ」づくり ③支え合いの「活動の場」づくり</p> <p>本分科会では、この第3次七尾市地域福祉計画の進捗管理、審議を行います。</p> <p>（関係法令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画） ・七尾市民ふれあい福祉条例第8条（地域福祉計画の策定）
審議事項	<p>1 地域福祉の推進に関すること</p> <p>2 地域福祉の重要事項に関すること</p>
これまでの経過	<p>地域福祉計画</p> <p>(1)第1次（平成18年度～平成22年度） (2)第2次（平成23年度～令和2年度） (3)第3次（令和3年度～令和12年度）</p> <p>地域福祉のネットワークづくりや緊急連絡体制・支援体制の整備、地域における支え合いが充実した暮らしやすいまちづくりに取り組んできました。</p>
今後の課題	すべての人たちが幸せを実現できる地域社会の実現

第3次七尾市地域福祉計画の進捗管理

目指す将来像

「希望と安心に満ちた福祉都市」

誰もが住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくため、すべての人たちが希望と安心に満ち、幸せを実感できる福祉社会の実現を目指し、支え合いの「しくみ」づくり、「こころ」づくり、「活動の場」づくりを推進する。

1 支え合いの「しくみ」づくり

- ①地域福祉体制の充実
- ②安心して暮らせるしくみづくり
- ③安心して生み育てられるしくみづくり
- ④人にやさしい環境づくり
- ⑤適切な福祉サービスの利用促進
- ⑥健康づくりの支援

2 支え合いの「こころ」づくり

- ①地域福祉を支える人づくり
- ②支え合う意識づくり

3 支え合いの「活動の場」づくり

- ①地域における活動の場づくり
- ②就労・雇用の促進
- ③地域交流の促進

令和4年度の
主な取り組み

○七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱

平成16年10月1日

告示第1号

改正 平成17年4月1日告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市健康福祉審議会規則(平成16年七尾市規則第75号、以下「規則」という。)第7条の規定に基づく、地域福祉分科会(以下「分科会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 分科会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 分科会の委員(以下「委員」という。)は、規則第7条第3項に該当する者のほか、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 有識者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 事業者・施設関係者
- (5) 地域の代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、当初の委員の任期は、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

2 委員に、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(意見の聴取)

第7条 分科会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日告示第78号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

1-(1) 地域福祉体制の充実（基本施策）

- ② 地域福祉ネットワークの充実（取り組み）
- ③ 緊急連絡体制・支援体制の充実（取り組み）

■ 避難行動要支援者避難支援制度の普及促進

災害対策基本法で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿について、制度の周知と登録の呼びかけを行う。

(1) 対象者

- ① 在宅で生活する75歳以上の方
- ② 介護保険における要介護3・4・5の方
- ③ 身体障害(身体障害者手帳1・2級)のある方
- ④ 知的障害(療育手帳A・B)のある方
- ⑤ 精神障害(精神保健福祉手帳1・2・3級)のある方
- ⑥ 高齢者(65歳以上)のみの世帯で上記①～⑤に該当しない方
- ⑦ 上記以外で災害時に自力での避難が困難な方

(2) 現状の登録者数

令和4年6月13日時点で2,616名が登録

【令和3年度の実績】

説明会の実施

- ・10月23日 生活・介護支援サポーター養成講座

制度の周知

- ・広報ななお7月号記事掲載
- ・ケーブルテレビななお「避難行動要支援者支援制度のお知らせ」

届出件数	新規登録	391件(130)
	修正	251件(112)
	削除	319件(122)

【令和4年度の主な取り組み】

説明会の実施

- ・10月23日 生活・介護支援サポーター養成講座
- ・12月1日 令和4年度一斉改選民生委員・児童委員研修会

制度の周知

- ・広報ななお7月号記事掲載
- ・ケーブルテレビななお「避難行動要支援者支援制度のお知らせ」

④ 地域福祉活動団体への支援（取り組み）

■ 地域づくり協議会の研修会での説明

市の計画や施策の説明を通して、目指す姿を共有するとともに、地域住民の役割（自助、互助）、市の役割（公助）を認識し、取り組みを進めてもらう。

【令和3年度の実績】

第3次七尾市地域福祉計画及び七尾市地域福祉活動計画の概要について
地域包括ケアシステムの推進について
説明会の実施 10月12日 地域づくり協議会福祉研修会

【令和4年度的主要な取り組み】

- ・地域福祉活動計画を基本とする、地区福祉活動計画の策定支援
- ・15地区社協（地域づくり協議会）を対象に、地区ごとの課題に対する福祉活動計画策定の推進

1-(2) 安心して暮らせるしくみづくり（基本施策）

④ 生活困窮者支援の充実（取り組み）

■ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、関係機関や地域の方と協力し、下記の事業を行う。

(1) 自立相談支援事業（必須）

「生活サポートセンターななお」（パトリア3階 七尾市社会福祉協議会内）を設置している。

生活困窮者からの相談に対し、生活全般にわたる包括的な支援を行うため、個人が抱える課題を分析し自立に向けたプランの作成や、関係機関との連絡調整等を行う。

【令和3年度の実績】

新規相談人数	152名	(181)
支援プラン策定	29件	(4)
就労支援対象者数	15名	(4)
[うち 就労者数	6名	(4)、増収者数 1名 (0)]

支援調整会議	9回	(5)
支援の継続	221件	(121)
支援の終結状況	59件	(101)
[うち 自立	26	(19)、他制度移行 7 (48)、 問合・助言 21 (10)、その他 5 (24)]

【令和4年度の主な取り組み】

「生活サポートセンターななお」による相談支援

2名（主任相談支援員1名、相談支援員1名（就労支援員兼務））

新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安者（減収や貸付返済）への相談支援

庁内体制：税務課での滞納相談、後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付相談及び高齢者や子育てに関する相談の際にすみやかに利用勧奨できる体制とする。
庁外体制：自立相談支援事業の運営機関としてハローワークと密接連携し、必要に応じて弁護士から多重債務等の教示等を受けることができる等の体制とする。

・支援調整会議の開催（随時開催）

支援調整会議の協議事項については、①支援プランの内容協議及び検証、②支援計画に基づく支援内容の検証及び評価、③関係機関及び関係者等との連絡調整、④支援に必要な社会資源ネットワークの構築、⑤その他、支援対象者へのサービスの調整及び推進について協議することとする。

(2) 住居確保給付金（必須）

離職により住宅を失ったまたは、失うおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。

【令和3年度の実績】

相談	22件（58）
給付	14件（15）

【令和4年度の主な取り組み】

給付見込件数	単身世帯	6件
	複数世帯	3件
	3人以上世帯	3件

(3) 学習援助事業（任意）

生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う。

【令和3年度の実績】

対象者	生活保護受給世帯の中学3年生	0名（0）
	就学援助支給世帯の中学3年生	3名（6）
	児童扶養手当支給世帯の中学3年生	7名（11）
学習支援員	教員OB 5名（3）	

【令和4年度の主な取り組み】

■ 取組内容

各教科（数学、英語）の支援時間を120分から90分に短縮し、生徒の集中力継続を目指す。また支援体制については、学習支援員数を1名増加し、支援体制の強化を図る。

■ 対象者及び支援体制

対象者（予定）	生活保護受給世帯の中学3年生	0名（0）
	就学援助支給世帯の中学3年生	4名（3）
	児童扶養手当支給世帯の中学3年生	7名（7）
学習支援員	教員OB 6名（5）	

1-(3) 安心して生み育てられるしくみづくり（基本施策）

① 地域における子育て支援体制の構築（取り組み）

■ファミリーサポートセンター事業の実施

子どもを見てほしい方（依頼会員）と育児の手助けをしたい方（協力会員）がお互いに助け合い、育児の相互援助を行う。

【令和3年度の実績】

協力会員	77名（75）
依頼会員	106名（104）

【令和4年度の主な取り組み】

<委託先での事業>

- ・ 保育施設の保育開始または保育終了後の子どもの預かり
- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 学校放課後の児童クラブまでの送迎
- ・ 冠婚葬祭等の行事の際の子どもの預かり

② 子どもの安全な居場所づくり（取り組み）

■災害から児童を守るため、毎月、全ての園において、消火及び避難訓練、津波などを想定した風水害訓練を実施

【令和3年度の実績】

保育園・認定こども園 年12回（12）

【令和4年度の主な取り組み】

全ての園において、消火及び避難訓練、津波などを想定した風水害訓練を実施（毎月）

③ 要保護児童へのきめ細かな対応（取り組み）

■要保護児童への支援

要保護児童に対する適切な支援体制の充実を図るために、各機関との連携を強化しながら、虐待防止や早期発見と対応への取り組みを行う。

【令和3年度の実績】

代表者会議	書面	2回（書面2）
実務者会議	書面	1回（書面2）、対面2回（対面1）
個別ケース検討会議		13回（21）
ケース進行管理会議		4回（3）

【令和4年度の主な取り組み】

代表者会議	（6月、2月）
実務者会議	（7月、11月、1月）
個別ケース検討会議	（随時開催）
ケース進行管理会議	（年4回）

1-(4) 人にやさしい環境づくり（基本施策）

② 生活環境の充実（取り組み）

■ 住環境の整備

安心して自宅で暮らし続けることができるよう在宅支援型住宅リフォーム推進助成事業により、自宅のバリアフリー化を支援する。

【令和3年度の実績】

高齢者	0件（3件）
障害者	0件（1件）

【令和4年度の主な取り組み】

在宅支援型住宅リフォーム推進事業により、身体・知的・精神に障害のある下記対象者のうち生活保護世帯又は住民税非課税世帯の者に対して最大100万円を補助する。

【対象者】

- ①身体障害者手帳1、2級（下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）は3級以上）所持者
- ②療育手帳A所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④要介護認定、要支援認定を受けた者
- ⑤介護扶助の対象者

1-(5) 適切な福祉サービスの利用促進（基本施策）

② サービス利用に結び付いていない要支援者への対応（取り組み）

■ 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談支援の充実

地域包括支援センターや在宅介護支援センターとともに地域へ出向き、相談を受ける体制づくりを推進する。

【令和3年度の実績】

地域包括支援センター 出張相談 15地区（15地区）
72回実施 相談件数47件

【令和4年度の主な取り組み】

地域包括支援センターまたは在宅介護支援センター職員が地域へ出向き、相談を受ける体制づくりを推進する。

市内15地区コミュニティセンター等での「高齢者の身近な何でも相談窓口」の設置 各地区 2か月に1回実施

生活サポートセンターななお・生活福祉資金・福祉サービス利用支援事業によるワンストップサービスと関係機関との連携

1-(6) 健康づくりの支援（基本施策）

① 地域における健康づくり活動の支援（取り組み）

■ 健康づくりに関する地区活動の推進

15地区の健康まちづくり推進連絡会と連携し、検（健）診の受診勧奨、生活習慣病予防や運動の教室開催など、健康づくり活動を推進する。

【令和3年度の実績】

- ・がん検診・特定健診の受診勧奨 訪問：153回 5,666世帯、集団：24回 346人
(53回 3,645世帯) (15回 194人)
- ・生活習慣病予防教室 83回 363人 (54回、889人)
- ・野菜の摂り方の推進 33回 570人 (31回、724人)
- ・ウォーキングの普及 68回 921人 (86回、884人)

【令和4年度の主な取り組み】

地区の健康まちづくり推進連絡会と連携し、検（健）診の受診勧奨、生活習慣病予防や運動の教室開催など、健康づくり活動を引き続き推進する。

2-(1) 地域福祉を支える人づくり（基本施策）

- ① 活動の中心となる人材の育成（取り組み）
- ② 活動の担い手となる人材の育成（取り組み）

■ 地域福祉の担い手育成

（1）シルバーリハビリ体操3級指導士養成講座の実施

住民同士の自助・互助の地域力を高め、健康寿命の延伸を図ることを目指し、地域の新たな担い手として活躍するリハビリ体操普及のボランティアを養成・育成する。

【令和3年度の実績】

実施期間	令和3年9月29日～令和3年10月20日	全6日計30時間
受講者数	25人	（一）
修了累計	25人	（一）
受講対象	応募があった市民（重点地区：徳田・高階・田鶴浜）	
講義内容	介護予防総論、運動解剖学（108項目）、体操実技（92種類）、グループワーク	

【令和4年度の主な取り組み】

実施期間	令和4年9月2日～9月27日	全6日計30時間
受講対象	応募があった市民（重点地区：御祓・西湊）	

（2）生活・介護支援サポーター養成講座の実施

住民自らが、高齢者等の支援が必要な方のサポート（見守り、家事、訪問等）が行える担い手を養成する。

【令和3年度の実績】

実施期間	令和3年7月31日～令和3年12月18日	全8講座
修了者数	15人	（22）
修了累計	369人	（354）
受講対象	応募があった市民	
講義内容	各種福祉施策の概要、認知症や権利擁護への理解、介護予防や地域福祉に関すること、傾聴、介護技術演習など	

【令和4年度の主な取り組み】

実施期間	令和4年7月30日～12月3日	全9講座
受講対象	応募があった市民	

(3) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、地域等可能な範囲で支援をすることが出来る人材を養成する。

【令和3年度の実績】

開催回数	8回	(5)
受講人数	172人	(86)
受講累計	5,447人	(5,275)
受講対象	要望があった町会、商店・会社・学校などのグループ	
講座内容	認知症の症状や認知症の方と接するときの心構えなど	

【令和4年度の主な取り組み】

受講対象	要望があった町会、商店、会社などのグループ	
受講内容	認知症の症状や認知症の方と接するときの心構えなど	

(4) ゲートキーパー養成講座の実施

自殺のサインを知り、対応(声かけ、話を聞く、必要な支援に繋げる、見守る)が出来た人材を養成する。

【令和3年度の実績】

開催回数	1回	(2)
受講人数	10人	(63)
受講累計	1,807人	(1,797)
受講者	市や地域包括支援センター等の職員、ボランティアの方	
講座内容	市内における自殺の現状、自殺予防に向けて自分ができること (自殺につながるサインや状況、自殺を防ぐための有効な方法)	

【令和4年度の主な取り組み】

自殺予防に関する知識の獲得と適切な対応ができる人材を引き続き養成する。

(5) 民生委員児童委員、地域福祉推進員等地域福祉の担い手支援
現状の課題を踏まえ、必要な研修を実施し活動を支援する。

【令和3年度の実績】

- ・ 民生委員児童委員夏期研修会 10月 2日～11月30日まで
地区開催（動画視聴による）
テーマ 民生委員・児童委員の役割と活動について
内 容 コロナ禍での活動を休止せざるをえない中、新任をはじめ、研修や交流を通じて、研鑽する機会があまり持てなかったため、原点に戻り、今一度民生委員、児童委員の活動を振り返った。

- ・ 民生委員児童委員冬期研修会 2月18日 ※中止

- ・ 地域福祉推進員研修 5地区（延べ7回開催）
 - 御祓地区 7月10日 見守りについて、お達者ですか訪問報告
 - 10月30日 精神障害について、認知症について
 - 11月27日 個人情報保護法について
 - 東湊地区 6月29日 地域福祉推進員の役割について
 - 南大呑地区 10月 1日 見守りについて
 - 崎山地区 11月 8日 生活支援体制整備事業について、
見守りについて
 - 西湊地区 1月15日 見守りについて、障害者について

【令和4年度の主な取り組み】

- ・ 七尾市民生委員児童委員協議会夏季研修会 8月23日（火）
- ・ 七尾市民生委員児童委員協議会会長研修会 11月 1日（火）
- ・ 七尾市民生委員児童委員協議会冬季研修会 ※2月開催予定
- ・ 地域福祉推進員研修 15地区別に実施予定

2-(2) 支え合う意識づくり（基本施策）

- ② 福祉教育の充実（取り組み）
- ③ 体験学習の充実（取り組み）

■ 手話出前講座事業

平成31年4月に施行した七尾市手話言語条例に基づき、手話への理解を深めるため、小学生向けに手話講座を実施する。

【令和3年度の実績】

実施した学校数 3校 (4)
参加児童数 116人 (158)



【令和4年度の主な取り組み】

市内小学校全10校に出前手話講座の開催を案内し、依頼があった学校に出向いて、手話への理解促進と普及啓発を図る。聴覚障害者のコミュニケーション方法や簡単な手話を覚えてもらう。

対象 小学校4年生又は5年生

■ 福祉体験出前講座

車イス体験、高齢者疑似体験、アイマスク体験を通じて、バリアフリーの知識や心を養うことを目的に、学校、企業等を対象に福祉への理解を深めるための出前講座を実施する。

【令和3年度の実績】

実施した学校・企業数 2校 (5)
参加児童数 106人 (99)

【令和4年度の主な取り組み】

- ・市内小中学校の総合学習と連携
- ・各種企業の新入社員の研修に協力

④ こころのバリアフリーの推進

■ こころのバリアフリー作品展の実施

障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせて、障害のある人とない人の相互理解や障害者のより広い社会参加を目指し、啓発活動を実施する。

【令和3年度の実績】

参加団体数 18団体（15）



【令和4年度の主な取り組み】

七尾市、中能登町にある障害福祉サービス事業所、精神科病院及び特別支援学校などに依頼し、各事業所等の利用者が製作した作品を展示する。

実施期間 令和4年12月3日～9日（障害者週間）

場 所 未定

3-(1) 地域における活動の場づくり（基本施策）

② 活躍できる場の充実（取り組み）

■ 通いの場の開催支援

活動の場づくりとして、子どもからお年寄りまで集える世代間交流の場「通いの場」をさらに増やすため、取組みを支援する。

【令和3年度の実績】

- | | |
|-------------|----------|
| ・100歳体操 | 62か所（59） |
| ・介護予防グループデイ | 24か所（22） |
| ・よりあいの場 | 54か所（68） |

【令和4年度の主な取り組み】

訪問による活動支援やリーダー育成の推進
各地区での介護予防講演会等の開催の促進

3-(2) 就労・雇用の促進（基本施策）

③ 生活困窮者の就労支援の充実（取り組み）

■ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、関係機関や地域の方と協力し、就労相談・就労支援相談を行う。

【令和3年度の実績】

就労相談・就労支援相談 171件（39件）

【令和4年度の主な取り組み】

支援体制 2名（主任相談支援員1名、相談支援員1名（就労支援員兼務））
連携体制 ハローワークと連携し、支援調整会議にて対象者の支援計画の情報共有を行い、段階的な支援を行う。

3-(3) 地域交流の促進（基本施策）

③ 当事者同士の交流促進（取り組み） ・ ・ ・ 認知症カフェ等

■ 認知症高齢者等介護者への支援

認知症の方やその家族が気軽に集える認知症カフェ等を開催し、家族の介護負担の傾聴や気持ちを分かち合える場として利用を促す。

【令和3年度の実績】

- (1) 認知症の人と家族の集い 1会場（1会場）
3回（5回）
利用者 26人（84人）
- (2) 家族介護教室 中止（1会場）

【令和4年度の主な取り組み】

- (1) 認知症の人と家族の集い「なないろカフェ」
実施月：4月、6月、8月、10月、12月、1月、3月
場 所：寄り合い処みそぎ
- (2) 家族介護教室
介護保険事業者へ委託（実施事業者募集中）

■令和4年度 七尾市健康福祉審議会・各分科会 スケジュール

年月	健康福祉審議会	地域福祉分科会	
		開催日	内 容
4月			
5月			
6月			
7月	第1回健康福祉審議会 7月7日(木)15:00～	第1回 7月26日 (火)15:00 ～	計画進捗状況 今後の取組、スケ ジュール
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月	第2回健康福祉審議会 (下旬)	第2回 (上旬)	令和4年度取組報告
3月			

七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 事務局職員名簿

所 属	職 名	氏 名
健康福祉部福祉課 健康福祉政策室	課 長 室 長	谷 一 勝 信
健康福祉部福祉課 健康福祉政策室	参 事 室 次 長	原 田 樹
健康福祉部福祉課 障害者福祉グループ (健康福祉政策室兼務)	課長補佐	久 水 啓 介
健康福祉部福祉課 生活援護グループ (健康福祉政策室兼務)	課長補佐	小 川 洋 一
健康福祉部子育て支援課 家庭支援グループ (健康福祉政策室兼務)	課長補佐	城 石 真
健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ (健康福祉政策室兼務)	課長補佐	春 木 千恵美
健康福祉部保険課 (健康福祉政策室兼務)	課長補佐	瀧 本 誓 男
健康福祉部健康推進課 健康推進グループ (健康福祉政策室兼務)	主 幹	山 崎 まり子
健康福祉部福祉課 健康福祉政策室	専 門 員	福 島 真 美
健康福祉部福祉課 健康福祉政策室	専 門 員	水 谷 尚 由
健康福祉部福祉課 健康福祉政策室	主 事	樋 爪 絢 子

(事務局)

健康福祉部福祉課健康福祉政策室

TEL 53-3625

FAX 53-5990